

平成16年度
情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書

米子市総務部総務課法制係

はじめに

本報告書は、本市が実施した情報公開制度及び個人情報保護制度の平成16年度における運用状況を取りまとめたものです。

本市におきましては、平成12年4月1日に情報公開条例及び個人情報保護条例を施行してから、はや5年が経過しました。この5年間で、公文書の公開請求は400件を超え、個人情報保護制度における自己情報開示等の請求は50件を超えました。

今後は、なお一層制度の定着化を図り、より多くの市民に活用されるよう努めて参りたいと考えておりますので、市民並びに関係各位の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成17年9月

米子市長 野坂康夫

目 次

1	情報公開制度	
(1)	公文書公開請求件数及び処理状況	1
(2)	担当課別決定内訳	2
(3)	公文書公開請求の処理状況	4
2	情報提供等（公開請求によらないもの）	
(1)	平成16年度における情報提供等件数	11
(2)	担当課別提供件数	11
(3)	主な情報提供等の内容	11
3	個人情報保護制度	
(1)	各種請求の処理状況	12
(2)	個人情報外部提供等に係る総務課協議	13
4	米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	
(1)	概要	17
(2)	会議の開催回数	17
(3)	開催内容	17
(4)	異議申立て	17
(5)	審査会委員	18
5	情報公開に関する訴訟	
(1)	平成16年（行コ）第1号	18
(2)	平成16年（行ウ）第1号	18
(3)	平成16年（行ウ）第2号	18
(4)	平成16年（行ウ）第4号	18
6	外郭団体の情報公開・個人情報保護制度	
(1)	情報公開制度	19
(2)	個人情報保護制度	19
7	米子市日吉津村中学校組合の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況	19
	(資料) 米子市情報公開・個人情報保護審査会答申①	
	米子市情報公開・個人情報保護審査会答申②	

1 情報公開制度

(1) 公文書公開請求件数及び処理状況

(平成17年3月31日現在)

区分 実施機関名	決定内訳				合計
	公開	一部公開	非公開 (不存在)	却下	
市長	37	17	7 (7)	0	61
教育委員会	5	1	0	1	7
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
水道事業管理者	0	0	0	0	0
議会	2	0	1 (1)	0	3
合計	44	18	8 (8)	1	71

(2) 担当課別決定内訳

(平成17年3月31日現在)

担当課	決定内訳				合計
	公開	一部公開	非公開 (不存在)	却下	
【市長】	38	17	7 (7)	1	62
総務部	6	3	0	0	9
秘書室	0	0	0	0	0
総務課	6	2	0	0	8
職員課	0	0	0	0	0
財政課	0	1	0	0	1
課税課	0	0	0	0	0
収税課	0	0	0	0	0
検査専門員	0	0	0	0	0
人権政策部	0	0	0	0	0
人権政策課	0	0	0	0	0
企画部	3	2	0	0	5
企画課	0	0	0	0	0
地域政策課	3	2	0	0	5
自治振興課	0	0	0	0	0
市民環境部	2	0	1(1)	0	3
市民課	0	0	0	0	0
環境政策課	2	0	1(1)	0	3
環境事業課	0	0	0	0	0
福祉保健部	2	0	0	0	2
福祉課	1	0	0	0	1
長寿社会課	1	0	0	0	1
児童家庭課	0	0	0	0	0
保険課	0	0	0	0	0
健康対策課	0	0	0	0	0
経済部	13	7	4(4)	0	24
商工課	13	7	4(4)	0	24
観光課	0	0	0	0	0
農政課	0	0	0	0	0
水産振興室	0	0	0	0	0
耕地課	0	0	0	0	0
建設部	12	5	2(2)	0	19
管理課	3	1	0	0	4
土木課	0	1	0	0	1

担当課	決定内訳				合計
	公開	一部公開	非公開 (不存在)	却下	
建築課	0	0	0	0	0
都市計画課	0	0	0	0	0
建築指導室	3	0	0	0	3
都市整備課	6	3	2(2)	0	11
下水道部	0	0	0	0	0
業務課	0	0	0	0	0
計画課	0	0	0	0	0
工務課	0	0	0	0	0
施設課	0	0	0	0	0
会計課	0	0	0	0	0
【教育委員会】	5	1	0	1	7
庶務課	0	0	0	0	0
学校教育課	0	0	0	0	0
生涯学習課	0	0	0	0	0
文化課	5	1	0	1	7
国民文化祭推進室	0	0	0	0	0
体育課	0	0	0	0	0
学校給食センター	0	0	0	0	0
【選挙管理委員会】	0	0	0	0	0
【公平委員会】	0	0	0	0	0
【監査委員】	0	0	0	0	0
【農業委員会】	0	0	0	0	0
【固定資産評価審査委員会】	0	0	0	0	0
【水道事業管理者】	0	0	0	0	0
計画課	0	0	0	0	0
総務課	0	0	0	0	0
営業課	0	0	0	0	0
浄水課	0	0	0	0	0
施設課	0	0	0	0	0
給水維持課	0	0	0	0	0
境港営業所	0	0	0	0	0
【議会】	2	0	1(1)	0	3
合計	45	18	8(8)	1	72

※ 一請求で複数の課に該当するものがあるため、(1)と(2)の件数は一致しません。

(3)公文書公開請求の処理状況

No	請求日	請求者区分	所管課名	請求内容 又は公文書名	決定区分	決定日	非公開の理由	備考
1	H16.4.2	法人	環境政策課	米子市一般廃棄物収集運搬業許可に関する文書	公開	H16.4.16		閲覧・写しの交付 42枚 420円
2	H16.4.6	個人	文化課	平成16年3月18日付け発米教文第29号により公文書公開決定を行った決裁票	公開	H16.4.12		写しの交付 1枚(両面) 20円
3	H16.4.15	個人	議会事務局	平成16年4月13日付け発米議第15号により公文書一部公開決定を行った決裁票	公開	H16.4.27		写しの交付 1枚(両面) 20円
4	H16.4.15	個人	議会事務局	発米議第15号関係で各種委員会会議において、新規事業として承認を得たと証明できる証拠文書	非公開	H16.4.27	文書不存在	
5	H16.4.16	個人	都市整備課	「平成8年度街並み・まちづくり総合支援事業の要望について(回答)」	一部公開	H16.4.30	文書不存在	写しの交付 9枚 90円
6	H16.4.16	個人	都市整備課	「平成8年度街並み・まちづくり総合支援事業補助金交付申請書」の内、「様式1とする本文」及び「別紙1とする申請・決定額票」	非公開	H16.4.30	文書不存在	
7	H16.4.19	個人	都市整備課	平成16年3月10日付け発米都整第161号により公文書一部公開決定を行った決裁票	公開	H16.4.30		写しの交付 3枚 30円
8	H16.4.19	個人	文化課	請求者が文化課に対し、平成13年1月25日から平成13年12月末までの間に、公文書公開請求を提出した件について、公文書公開決定、公文書非公開決定、公文書一部公開決定等の決定を行った決裁票及び当該決定に基づき作成した決定通知書	公開	H16.4.27		写しの交付 198枚(両面81枚) 2,790円
9	H16.4.19	個人	地域政策課	平成13年度分「米子市循環バス実験運行事業」、「米子市循環バス運行事業」及び「公共交通改善事業」等に関する文書綴	一部公開	H16.4.28	個人情報	閲覧・写しの交付 91枚 910円
10	H16.4.21	法人	建築指導室	建築計画概要書	公開	H16.4.21		写しの交付 5枚 50円

11	H16.4.27	法人	総務課	米子市における許認可の行政手続を記載した条例及び規則	公開	H16.5.6		閲覧・写しの交付 10枚 100円
12	H16.4.30	個人	商工課	「米子よりみち通り整備事業」の平成12年度から平成16年度までの予算要求書及び当該要求書に係る決裁票	公開	H16.5.14		写しの交付 41枚 410円
13	H16.4.30	個人	文化課	「大正ロマン電車保存活用事業」に係る工事図面として〇〇より提出のあった「請負契約書以前に提出のあった三図面」、「工事着工前に提出のあった詳細施工図面(修理箇所を記載したもの)」及び「工事設計の変更に伴う詳細施工図面」	公開	H16.6.7		写しの交付 30枚(A列2番12枚) 420円
14	H16.5.21	個人	都市整備課	「米子よりみち通り整備事業」として着手している事業目的、概要、事業計画及び予算書の原案を作成して、決裁権者の承認を得た文書	公開	H16.5.28		写しの交付 39枚 390円
15	H16.6.2	個人	都市整備課	平成16年5月28日付け発米都整第23号により公文書公開決定を行った決裁票	公開	H16.6.7		写しの交付 2枚 20円
16	H16.6.2	個人	商工課	「米子よりみち通り整備事業」の「事業起案(原案)の元文書」で決裁を得た新規事業の起案決裁文書	非公開	H16.6.10	文書不存在	
17	H16.6.7	個人	文化課	平成16年6月21日付け発米教文第104号により公文書公開決定を行った決裁票	公開	H16.6.21		写しの交付 1枚(両面) 20円
18	H16.6.15	法人	環境政策課	米子市一般廃棄物収集運搬業許可車両の業者別最大積載量(総積載量)と取扱量の関係及びこれに係る算出の根拠	非公開	H16.6.23	文書不存在	
19	H16.6.15	個人	都市整備課	鳥取県西部地震により「平成12年度湊山公園(その1)から災害復旧工事」と称する事業を立ち上げた(工期平成13年3月26日から平成13年7月31日)工事に関する「被害状況調書」	公開	H16.6.23		閲覧
20	H16.6.18	個人	長寿社会課 福祉課	福祉課及び長寿社会課の平成15年度予算書、平成15年度決算書及び米子市社会福祉協議会に対する米子市からの委託事業内容がわかる文書(平成15年度予算要求書及び平成15年度決算書)	公開	H16.6.25		写しの交付 6枚 60円

21	H16.6.22	個人	商工課	「米子よりみち通り整備事業」と工事名を付けて最初に作成された当該事業の目的、概要、予定工事(予算)等を記載した事業の原案	公開	H16.7.6		写しの交付 4枚 40円
22	H16.6.22	個人	文化課	平成12年5月上旬に〇〇より提出のあった「大正ロマン電車保存活用事業」に係る見積書に添付の電車図面(3面図)	一部公開	H16.7.6	文書不存在	写しの交付 4枚(A列2番) 80円
23	H16.6.22	個人	文化課	発米教文第96号により公開を受けた「大正ロマン電車保存活用事業」に関する図面について、〇〇より提出のあった図面全部	公開	H16.7.6		閲覧
24	H16.6.29	個人	商工課	第426回市議会に提起した「米子よりみち通り整備事業」に関する事業の原案(目的、概要及び予算等を記載した計画書)及び当該予算要求書	一部公開	H16.7.14	文書不存在	写しの交付 4枚 40円
25	H16.6.30	個人	地域政策課	第426回市議会に提起した「米子市循環バス実験運行事業に関する事業の原案(目的、概要及び予算等を記載した計画書)及び当該予算要求書	一部公開	H16.7.14	文書不存在	写しの交付 3枚 30円
26	H16.7.2	個人	都市整備課	平成12年鳥取県西部地震による「被害状況調書1(公園タイル)」	非公開	H16.7.9	文書不存在	
27	H16.7.5	個人	商工課	「米子よりみち通り整備事業」に係るパティオ広場用地800㎡を8,156万円で購入した際の詳細見積書、契約書、予算執行伺書等の根拠書類及び借入時から現在までの借入金金の支払・利息支払文書	公開	H16.7.20		写しの交付 69枚 690円
28	H16.7.5	個人	地域政策課	米子市バス運行事業に関して作成した「平成13年度公共交通改善事業計画書(目的、期間、概要、事業費内訳、収支予算等)」及び「平成13年度公共交通改善事業計画書(バス車両購入事業)」	公開	H16.7.14		写しの交付 13枚 130円
29	H16.7.5	個人	管理課	「米子よりみち通り整備事業」に関する事業で管理課に提出した各事業別の「建築工事依頼書」	一部公開	H16.7.20	文書不存在	写しの交付 5枚 50円
30	H16.7.9	個人	総務課	鳥取県西部地震による被害状況を各担当部署で調査して報告した被害状況(被害額等)報告書の全文書を取りまとめた集計表	公開	H16.7.23		写しの交付 101枚 1,010円

31	H16.7.9	個人	商工課	「米子よりみち通り整備事業」として目的、概要及び予算等を起案し、承認を得た原案	非公開	H16.7.23	文書不存在	
32	H16.7.9	個人	商工課	平成16年7月6日付け発米商第126号により公文書公開決定を行った決裁票	公開	H16.7.23		写しの交付 1枚 10円
33	H16.7.13	個人	商工課	「米子立町よりみち通り整備計画策定・報告書」、同「資料編」及び当該印刷物の契約書	一部公開	H16.7.28	個人情報 法人等情報	写しの交付 111枚 1,110円
34	H16.7.16	個人	建築指導室	建築計画概要書	公開	H16.7.16		写しの交付 1枚 10円
35	H16.7.22	個人	都市整備課	平成16年7月9日付け発米都整第41号により公文書非公開決定を行った決裁票	公開	H16.7.28		写しの交付 2枚 20円
36	H16.7.22	個人	商工課	平成13年度「米子よりみち通り整備事業」として工事請負費の予算額の算出に関する詳細な金額を記入した原案	非公開	H16.8.4	文書不存在	
37	H16.7.27	個人	商工課	平成16年7月23日付け発米商第144号により公文書非公開決定を行った決裁票	公開	H16.8.2		写しの交付 1枚 10円
38	H16.8.9	個人	商工課	「米子よりみち通り整備事業」の名称で、新規事業として決裁を得たことが証明できる文書	公開	H16.8.20		写しの交付 18枚 180円
39	H16.8.9	個人	商工課	平成12年7月3日付けで「米子よりみち通り整備事業」の基本設計事務を〇〇に委託した契約書の原案の決裁票及び当該契約書についての歳出予算執行伺書	一部公開	H16.8.12	文書不存在	写しの交付 2枚 20円
40	H16.8.9	個人	商工課	平成16年8月4日付け発米商第155号により公文書非公開決定を行った決裁票	公開	H16.8.12		写しの交付 1枚 10円
41	H16.8.9	個人	商工課	「米子よりみち通り整備事業」の平成14年度予算として計上した工事請負費(コミュニティ道路整備工事)8,520万円の詳細内容を記載した文書	公開	H16.8.20		写しの交付 6枚 60円
42	H16.8.9	個人	総務課	平成16年7月23日付け発米総第101号により公文書公開決定を行った決裁票	公開	H16.8.17		写しの交付 3枚 30円

43	H16.8.11	個人	商工課	平成13年度「元町よりみち通り整備事業に係る補正予算(12月)について」	公開	H16.8.19		写しの交付 7枚 70円
44	H16.8.11	個人	商工課	平成13年度「米子よりみち通り整備事業」の設計委託に係る当該事業の実設計書及び当該委託契約書	一部公開	H16.9.27	個人情報 法人等情報 文書不存在	写しの交付 772枚 9,700円
45	H16.8.13	個人	商工課	〇〇との「米子よりみち通り整備事業」の委託契約に伴う「成果品」の内、「(2)計画図(原図)」一式及び部分スケッチ一式	公開	H16.8.27		写しの交付 5枚(両面3枚) 80円
46	H16.8.13	個人	商工課	「米子よりみち通り整備事業」について、〇〇と業務委託を行うことを伺った原案(業務委託の承認を得た文書)	公開	H16.8.20		写しの交付 22枚 220円
47	H16.8.24	個人	総務課	平成16年8月17日付け発米総第131号により公文書公開請求外と判断した文書に添付の「請求に至る経過等の説明(別紙1)」	公開	H16.8.27		写しの交付 1枚 10円
48	H16.8.31	個人	都市整備課	平成12年1月12日付け都計第312号において、鳥取県知事より送達があった文書	公開	H16.9.2		写しの交付 1枚 10円
49	H16.9.7	個人	建築指導室	建築計画概要書	公開	H16.9.7		写しの交付 1枚 10円
50	H16.9.8	個人	総務課	鳥取県西部地震に関する自発文書及び收受文書綴	一部公開	H16.10.22	個人情報	閲覧・写しの交付 40枚 400円
51	H16.9.9	個人	議会事務局	平成14年3月議会に提出した「平成14年度当初予算説明」及び平成16年6月議会に提出した「施政方針」	公開	H16.9.13		写しの交付 19枚(両面15枚) 340円
52	H16.9.29	個人	商工課	平成16年9月27日付け発米商第203号により公文書一部公開決定を行った決裁票	公開	H16.9.30		写しの交付 2枚 20円
53	H16.10.8	個人	商工課	「米子よりみち通り整備事業」に係る契約書を作成する前に作成した現場説明書、請負業者の質問回答書及び現場説明会に参加した全業者名(入札予定者)の一覧	一部公開	H16.10.25	個人情報 文書不存在	写しの交付 1枚 10円

54	H16.10.8	個人	商工課	「米子市よりみち通り整備事業」の設計委託業務(実施設計書の委託)に係る「起工伺」の本文及び「歳出予算執行伺書」	公開	H16.10.25		写しの交付 2枚 20円
55	H16.10.27	個人	管理課	「街並み・まちづくり総合支援事業」の平成12年度補助金の内示決定(1億円)を受けた「通知文書」	公開	H16.11.10		写しの交付 2枚 20円
56	H16.10.28	個人	商工課	「米子よりみち通り整備事業」に関する測量設計事務委託に係る現場説明書の頭文に記載されている「(7)説明確認事項」中、「(ニ)工事設計書」及び「(ホ)図面」	一部公開	H16.11.10	文書不存在	写しの交付 18枚 180円
57	H16.11.18	個人	管理課	平成16年11月10日付け発米管第87号により公文書公開決定を行った決裁票	公開	H16.11.19		写しの交付 1枚(両面) 20円
58	H16.11.30	個人	財政課	米子市の庁舎敷地、駐車場、研修センター、中町広場の借地契約書及び土地代について経過措置がわかる文書	一部公開	H16.12.3	個人情報 文書不存在	写しの交付 59枚 590円
59	H16.12.2	個人	管理課	平成8年度「米子駅前モニュメント設計委託」、「米子駅前モニュメント設計工事」、「米子駅前広場情報板設置工事」、「米子駅前タクシーシェルター新築工事」及び「米子駅前バスシェルター新築工事」についての契約書綴	公開	H16.12.10		閲覧・写しの交付 65枚 650円
60	H16.12.2	個人	総務課	平成14年2月19日から平成14年3月15日までの請求者に関する「情報公開コーナー相談処理票」(電話聞き取り調書も含む。)及び平成14年3月16日から平成14年5月末日までの請求者に関する「情報公開コーナー相談処理票」	一部公開	H16.12.15	文書不存在	写しの交付 23枚 230円
61	H16.12.3	個人	商工課	「米子よりみち通り整備事業」の測量設計事務委託に係る「起工伺」に関する全文書	一部公開	H16.12.20	個人情報 法人等情報	閲覧・写しの交付 113枚 1,130円
62	H16.12.7	個人	地域政策課	「自動車事故対策費・補助金交付の申請について」及び平成13年11月28日に当該申請書を取り下げた文書	公開	H16.12.14		写しの交付 93枚 930円
63	H16.12.27	個人	地域政策課	平成16年12月14日付け発米地第70号により公文書公開決定を行った決裁票	公開	H17.1.7		写しの交付 1枚 10円

64	H17.1.7	個人	土木課	市道内浜中央線(高専から富益団地間)の策定におけるルート意志決定に関するすべての文書及び事業説明に関するすべて文書	一部公開	H17.1.21	個人情報	写しの交付 24枚(カラー1枚) 280円
65	H17.1.17	個人	環境政策課	〇〇に係る一般廃棄物収集運搬業許可証の写し	公開	H17.1.25		写しの交付 2枚(両面1枚) 30円
66	H17.2.3	法人	総務課	「示威行進及び集団示威運動に関する条例」の存続に関する鳥取県警からの依頼文書	公開	H17.2.4		写しの交付 1枚 10円
67	H17.2.4	法人	都市整備課	米子湊山公園の猿の施設に関する文書	一部公開	H17.2.18	個人情報	写しの送付 25枚 250円
68	H17.2.7	法人	都市整備課	米子湊山公園の猿に関する文書	一部公開	H17.2.21	個人情報 文書不存在	写しの送付 81枚 810円
69	H17.3.16	個人	総務課	公安条例に関する〇〇からの要求書	公開	H17.3.16		写しの交付 3枚 30円
70	H17.3.18	個人	文化課	山陰歴史館に収蔵してある「鳥取県西伯郡米子町耕地整理以前之全図」及び「米子領地全絵図」	却下	H17.3.25		却下理由 対象文書が公文書 に該当しないため
71	H17.3.18	個人	商工課	平成16年度「米子市中小企業振興資金・貸付金」の歳出資料に記載した各種制度の実施(施行)について、市長の決裁を得た年度当初の起案(企画)文書	非公開	H17.3.30	文書不存在	

2 情報提供等（公開請求によらないもの）

(1) 平成16年度における情報提供等件数	合計	69件
(内訳) 閲覧		28件
閲覧と交付		31件
資料提供（無償）		1件
相談		5件
苦情処理		4件

(2) 担当課別提供件数

担当課	件数
財政課	30件
総務課	15件
職員課	6件
福祉課	4件
管理課	4件
議会事務局	3件
企画課	2件
環境政策課	2件
商工課	2件
合併協議会事務局	2件
建築指導室	1件
業務課	1件
施設課	1件
会計課	1件
合 計	74件

※ 請求件数が0件の担当課については記載を省略しました。

※ 複数の課に該当するものがあるため、(1)と(2)の件数は一致しません。

(3) 主な情報提供等の内容

- ア 平成16年度当初予算書（6月補正予算書、9月補正予算書）
- イ 行政機構担当職員表
- ウ 入札参加資格者名簿
- エ 指定管理者制度概要
- オ 市議会議事録

3 個人情報保護制度

(1) 各種請求の処理状況（請求区分：開示請求、訂正請求、削除請求、目的外利用及び外部提供の中止請求）

No	受付年月日	請求区分	請求内容	所管課	決定区分
1	H16.4.19	開示請求	印鑑登録証明書交付申請書	市民課	不開示 (不存在)
2	H16.4.20	開示請求	平成16年家屋評価調書	課税課	開示
3	H16.5.18	開示請求	離婚調停申請に関する文書 生活保護変更申請に関する文書 平成12年1月生活保護費振込通知に関する文書 平成7年及び平成8年のケースワーカーの訪問記録 平成11年收入明細 平成9年、平成10年及び平成11年生活保護変更申請書 ケースワーカーによる病状調査記録	福祉課	一部開示
4	H16.6.17	開示請求	印鑑登録変更申請書 印鑑登録証明書交付申請書	市民課	開示
5	H16.7.15	開示請求	印鑑登録変更申請書 印鑑登録証明書交付申請書	市民課	開示
6	H16.8.24	開示請求	印鑑登録証明書交付申請書	市民課	開示
7	H16.9.28	開示請求	印鑑登録証明書交付申請書	市民課	開示
8	H16.10.15	開示請求	生活保護ケース記録 世帯分割時の決定調書	福祉課	一部開示
9	H16.11.19	開示請求	印鑑登録証明書交付申請書	市民課	不開示 (不存在)

10	H16.12.17	開示請求	妻が家庭裁判所へ提出した調停事件 申立書	福祉課	不開示 (不存在)
11	H17.1.11	開示請求	印鑑登録証明書交付申請書	市民課	開示
12	H17.1.21	開示請求	印鑑登録証明書交付申請書	市民課	不開示 (不存在)
13	H17.3.7	開示請求	印鑑登録申請書に関する書類 印鑑登録証明書交付申請書	市民課	開示
14	H17.3.15	開示請求	戸籍謄抄本等交付申請書	市民課	開示

※ 個人情報取扱業務についてまとめたものを情報公開コーナー（市役所3階総務課向い）に一覧リストとして備え付けていますので、閲覧希望の方はお越してください。

（2）個人情報外部提供等に係る総務課協議

ア 概要

市が保有している市民の皆さんの個人情報を適正に管理するため、次のこと
に関しては総務課に協議することになっています。

（ア）個人情報を取り扱う事務を開始・変更・廃止するとき

（イ）個人情報の収集は原則として、本人から行うこととしているが、例外的に
本人以外収集を行う必要があるとき

（ウ）目的外利用（所管課が保有する個人情報を収集した目的以外で、同一実施
機関内に限り利用すること）は原則として、禁止しているが、例外的に目的
外利用を行う必要があるとき

（エ）外部提供（所管課が保有する個人情報を実施機関以外の者へ提供すること）
は原則として、禁止しているが、例外的に外部提供を行う必要があるとき

（オ）外部委託（個人情報の取扱いを伴う業務を実施機関以外の者に委託するこ
と）を行うとき

イ 協議一覧

個人情報外部提供等に係る総務課協議一覧

No.	所管課	個人情報取扱事務名称	協議結果	目的外利用提供元 外部提供先等
1	保険課	国民健康保険料徴収業務	目的外利用実施	健康対策課
2	農政課	農業経営基盤強化促進関連対策に関する事務	外部提供未実施 (本人同意が得られないため)	(依頼先) 農林漁業金融公庫 松江支店
3	市民課	住民登録業務 印鑑登録業務	外部提供実施	捜査関係機関
4	学校教育課	私立幼稚園第3子保育料軽減事務	登録変更	
5	管理課	法定外公共物等特定調査業務	外部委託実施 目的外利用実施	朝日航洋株式会社 鳥取営業所 課税課
6	市民課	国民年金促進員人事に関する業務	事務廃止	
7	学校教育課	学校・警察連絡制度	新規事務登録 本人以外収集実施	米子警察署
8	市民課	外国人登録業務	外部提供実施	捜査関係機関
9	市民課	住民登録業務	外部提供実施	捜査関係機関
10	農政課	農業経営基盤強化促進関連対策に関する事務	登録変更	
11	耕地課	地籍調査事業（の内一筆地調査）に関する事務	外部提供実施	鳥取地方裁判所米子支部
12	課税課	固定資産税課税事務	外部委託実施	財団法人日本不動産研究所
13	総務課	災害対策本部及び災害警戒本部等に関する事務	登録変更 目的外利用実施	課税課

14	商工課	市町村緊急雇用創出特別基金事業従事 経験者の就労状況調査	新規事務登録 本人以外収集実施 外部提供実施	基金事業委託先の 事業主 鳥取県労働雇用課 厚生労働省職業安 定局
15	財政課	地価公示図書の閲覧業務	新規事務登録	
16	課税課	固定資産税課税事務	外部提供実施	中国四国農政局中 海干拓建設事業所
17	管理課	小規模修繕工事等希望者登録事務	新規事務登録 目的外利用実施	収税課
18	課税課	固定資産税課税事務	目的外利用実施	建築指導室
19	課税課	市税に関する照会・回答事務	外部提供実施	預金保険機構
20	児童家庭課	ひとり親家庭等実態調査事務	事務廃止	
21	財政課	地価公示標準地に関する業務	新規事務登録 外部提供実施	国土交通省
22	財政課	地価調査基準地に関する業務	新規事務登録 外部提供実施	国土交通省
23	福祉課	傷病届の受付、医療券及び要否意見書 作成・交付及び医療扶助台帳の整備に 関すること	外部提供実施	鳥取県
24	総務課	自主防災組織関連業務	新規事務登録 外部提供実施	鳥取県
25	市民課	住民登録業務	外部提供実施	消防局
26	市民課	国民年金に関する業務	外部提供実施	米子社会保険事務 所
27	課税課	市税に関する照会・回答事務	外部提供実施	鳥取県児童相談所
28	課税課	市税に関する照会・回答事務	登録変更	
29	農政課	農地調整業務	目的外利用実施	財政課

30	課税課	市税に関する照会・回答事務	登録変更	
31	農政課	地域整備方向検討調査に関する事務	新規事務登録 本人以外収集実施 外部提供実施	中国四国農政局 中国四国農政局
32	課税課	市税に関する照会・回答事務	登録変更	
33	市民課	米穀小売業登録事務	外部提供実施	中国四国農政局
34	環境政策課	住所異動に伴う可燃ごみ指定袋の支給事務	新規事務登録 目的外利用実施	市民課
35	計画課	排水設備等の新設等の計画確認申請に関する事務	登録変更	
36	施設課	物件設置の許可に関する事務	登録変更	
37	業務課	排水設備、水洗便所の普及促進に関する事務	登録変更	
38	計画課	排水設備等の新設等の計画確認申請に関する事務	外部提供実施	排水設備指定工事店
39	計画課	排水設備、水洗便所の普及促進に関する事務	本人以外収集実施	借家人、関係住民
40	環境政策課	住所異動に伴う可燃ごみ指定袋の支給事務	登録変更	
41	職員課	職員給与支給業務	外部提供実施	鳥取県市町村共済組合総務課
42	保険課	国民健康保険総括業務 国民健康保険給付業務	外部委託実施	株式会社ニチイ学館
43	職員課	職員給与支給業務	外部委託実施	山陰合同銀行
44	職員課	職員服務業務 職員給与業務 職員給与支給業務 人事記録業務	外部提供実施	米子市職員労働組合

4 米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

(1) 概要

米子市情報公開・個人情報保護審査会とは、公文書非公開決定、自己情報不開示決定等に対する異議申立てを審査するとともに、制度全般の運営等について審議をする市長の附属機関です。

(2) 会議の開催回数

11回

(3) 開催内容

個人情報保護条例に基づく、自己情報開示決定等に対する異議申立ての諮問について調査審議を行った。

(4) 異議申立て

ア 件数 1件

イ 処理状況

答申済み 2件（継続審議分1件を含む。）

ウ 内容等一覧

No	受付年月日	趣旨	所管課名	審査会答申内容	処分庁決定内容
1	H15・3・11	平成9年から平成14年までの担当ケースワーカーの訪問日時、氏名、目的、接見内容の自己情報開示請求で不開示とした処分を取消し、開示を求めるものである。	福祉課	平成17年8月25日 一部認容 (資料①参照)	審査会の答申を尊重し、不開示とした部分の内、一部を開示し他の部分は異議申立てを棄却した。
2	H16・9・30	離婚調停申請に関する一切の文書の内、申立書4枚の自己情報開示請求で不開示とした処分を取消し、開示を求めるものである。	福祉課	平成17年3月28日 棄却 (資料②参照)	審査会の答申を尊重し、棄却した。

(5) 審査会委員

平成17年3月30日現在

役 職	名 前	職 名 等
会 長	牧 田 幸 人	島根大学法文学部教授
	太 田 正 志	弁護士
	平 山 勝 信	弁護士
	岡 本 達 得	保護司
	原 谷 利 夫	鳥取家庭裁判所米子支部参与員
	金 川 和 子	鳥取家庭裁判所米子支部調停委員
	内 田 宏 美	鳥取大学医学部教授

5 情報公開に関する訴訟

平成16年度において、情報公開に関し、以下の4件の訴訟が係属していた。なお原告は、すべて同一人です。

(1) 平成16年(行コ)第1号

不服申立棄却処分取消等控訴事件 (広島高等裁判所松江支部)

*提訴日 平成16年3月10日

*控訴人 個人 *被控訴人 米子市教育委員会教育長

*経過 市の全面勝訴で確定

(2) 平成16年(行ウ)第1号

異議申立棄却処分取消請求事件 (鳥取地方裁判所)

*提訴日 平成16年3月15日

*原告 個人 *被告 米子市長

*経過 (3)の事件と併合され、平成17年3月29日判決 (請求の棄却)

(3) 平成16年(行ウ)第2号

公文書公開処分取消請求事件 (鳥取地方裁判所)

*提訴日 平成16年4月20日

*原告 個人 *被告 米子市長

*経過 (2)の事件と併合され、平成17年3月29日判決 (請求の棄却)

(4) 平成16年(行ウ)第4号

原処分・異議申立棄却処分取消・還付金請求事件 (鳥取地方裁判所)

*提訴日 平成16年5月12日

*原告 個人 *被告 米子市長

*経過 係属中

6 外郭団体の情報公開・個人情報保護制度

(1) 情報公開制度

平成14年3月、下記団体が個別に情報公開規程及び情報公開施行細則を制定し、同年10月から情報公開制度を実施した。

ア 制定・施行団体 11団体

(ア) 米子市が資本金（出資金）を1/2以上出資（出損）している法人

社会福祉法人米子福祉会

財団法人米子市福祉事業団

米子市土地開発公社

財団法人米子市開発公社

財団法人米子市生活環境公社

財団法人米子市教育文化事業団

財団法人米子市公園協会

(イ) 米子市が資本金（出資金）を1/2未満出資（出損）している法人

財団法人中海水鳥国際交流基金財団

社会福祉法人米子市社会福祉協議会

財団法人米子市学校給食会

米子市土地改良協会

イ 処理状況

財団法人米子市福祉事業団に「米子ゴルフ場に関する文書」の公開請求が1件あり、一部公開を行った。（非公開の部分の理由は文書不存在）

(2) 個人情報保護制度

各団体で取り扱う個人情報の量、性質等に差異があるため、各団体が個別に規程を設けることとする方針決定を平成13年度中に行った。当該制度の性質から、団体が同時一斉に実施する意義・必要性は乏しいため、情報公開制度実施後、個人情報保護の必要度の高い団体から順次実施していくこととしているが、平成16年度での実施団体はありませんでした。

7 米子市日吉津村中学校組合の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

平成16年度は、請求等はありませんでした。

資 料

答 申 ①

1 審査会の結論

異議申立人（以下「申立人」という。）が平成 14 年 12 月 19 日付けで行った生活保護ケース記録に関する自己情報開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、米子市長（以下「実施機関」という。）が平成 15 年 1 月 17 日付けで行った自己情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）については、非開示とされた部分のうちに開示すべき情報があると認められるので、本件処分を変更し、当該情報を開示すべきである。

2 本件事案の経過

- (1) 申立人は、平成 14 年 12 月 19 日、実施機関に対し、次の自己情報の開示を求める本件請求（受米福第 1097 号）を行い、実施機関は、同日これを受け付けた。

（請求する自己情報の件名及び内容）

生活保護申請書（平成 7 年）

平成 9 年、10 年、11 年、12 年、13 年、14 年担当ケースワーカーの訪問日時、氏名、目的及び接見内容

平成 12 年家具什器申請書

- (2) 実施機関は、本件請求に対し、米子市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 15 年 1 月 17 日付けで本件処分（発米福第 1789 号）を行い、同日申立人に通知した。

〔開示の実施〕

平成 15 年 1 月 21 日 交付枚数 31 枚（複写料 310 円）

〔一部を開示しない理由〕

ア 個人の評価、診断、判定などで、本人に開示しないことが適当である情報に該当（条例第 13 条第 2 号該当）

イ 市が行う監査、検査、許可等の情報であって、開示することによって、事務の円滑な実施に著しい支障がある情報に該当（条例第 13 条第 3 号該当）

ウ 本人以外の個人情報に該当（条例第 13 条第 4 号該当）

- (3) 申立人は、本件処分を不服として、平成 15 年 3 月 10 日、実施機関に、自己情報一部開示決定通知書に対する異議申立書（受米福第 1407 号。以下「本件申立書」という。）を提出し、本件異議申立てを行った。
- (4) 申立人は、平成 15 年 3 月 11 日、本件申立書の記載事項に不備があったため、本件申立書の補正書を提出した。
- (5) 実施機関は、平成 15 年 3 月 19 日、条例第 29 条第 1 項の規定に基づき、本件異議申立てについて、当審査会に諮問した。
- (6) 当審査会は、上記諮問を受け、本件異議申立てについて、別表のとおり審査を行った。

3 本件異議申立ての主旨

本件処分で非公開となった部分のうち、平成 9 年、平成 10 年、平成 11 年、平成 12 年、平成 13 年、平成 14 年の担当ケースワーカーの訪問日時、氏名、目的、接見内容の非開示部分の開示を求める。

4 申立人の主張の要旨

- (1) 異議申立ての主目的は事実を知ることにある。
- (2) 開示されたケースワーカーの記述にねつ造及び事実と異なる部分があり、当該部分は条例第 1 条及び第 7 条に抵触していると判断した。
- (3) ケースワーカーが記述した申立人の自己情報とされる書類の中の重要な点について、記述されていないものがある。
- (4) (2)及び(3)のことから、申立人の自己情報とされる記録の真実性に疑念がある。開示された部分については条例第 24 条の規定に基づいて削除、訂正及び中止等を請求することができるが、非開示部分については内容が不明なため、事実関係の検証も不可能である。よって、条例第 24 条で規定する権利の行使ができない。一部開示された文書（以下「本件文書」という。）にねつ造及び事実と異なる部分があることから、非開示部分に本条例に抵触している部分はないと判断することは不可能である。また、ねつ造及び事実と異なる部分は基本的人権を侵害し、差別を生む要素を含んでいる。

よって、本件異議申立てには理由があると判断する。

- (5) 実施機関が生活保護法の規定に基づいて評価、判断及び判定等を行うのは自由である。評価、判断及び判定等を行うには、そのための資

料が必要である。資料の主となるものは当該文書担当職員の口頭による報告、個人に関する書類等と考える。

判断等の資料として大きなウエイトを占める本件文書に誤りを含んだ部分があれば（実際にある。）、そこから導き出される評価、判断及び判定等は偶然性を除けば高い確率で誤った評価、判断及び判定等を伴ったものとなることは明らかである。

- (6) 非開示部分を開示することにより「担当職員との信頼関係を損なうおそれの強い情報」、「本人の意欲を損ない、自立を妨げるおそれの強い情報」、「事務の過程や判断基準が明らかになることによって、今後の事務処理が困難になるおそれの強い情報」などがあるが、「おそれ」という予見、臆測に基づいた不確定要素を含んだ概念をもって、「真にやむをえない」と判断したことは論理の整合性を欠いており、非開示とした理由の正当性を主張するための詭弁と考える。
- (7) 非開示理由の一つとしてあげられている「本人の意欲を損ない」とあるが非開示部分の開示により意欲を損なったりはしない。なぜならば、意欲を損なうようなら自己情報開示請求を行ったり、異議申立てなどしない。
- (8) 事務処理が適正に行われていたら、開示しても何ら問題はないと考える。
- (9) 当該第三者の権利利益を害することが許されないのは、当然のことである。しかし、申立人の権利利益も同様に害されてはならないと考える。

5 実施機関の主張の要旨

(1) 本件処分の内容

実施機関は、申立人による本件請求に対し、不開示情報が含まれるため本件処分を行った。また、本件処分に伴い、申立人に対して平成15年1月17日付け発米福第1789号自己情報一部開示決定通知書を送付した。

(2) 本件処分の決定期由

本件請求に係る自己情報が記録された文書（以下「本件文書」という。）には、一部に条例第13条に規定する不開示情報が含まれている。また、当該不開示情報に係る部分は、他の部分と区別できるため、不開示情報を黒塗りによって除いた部分について、自己情報一部開示決定を行ったものである。

不開示情報は、以下の三種類に分類できる。

ア 個人の評価、判断、判定等に関する自己情報であって、本人に開示しないことが適当であるとみとめられるもの。

当該文書の大半は、生活保護法のケース記録であり、申立人に対する実施機関の評価や判断、判定等の情報が多く含まれる。その中でも、開示することにより、「担当職員との信頼関係を損なうおそれの強い情報」、「本人の意欲を損ない、自立を妨げるおそれの強い情報」、「事務の過程や判断基準が明らかになることによって、今後の事務処理が困難になるおそれの強い情報」などの真にやむをえない部分についてのみ、不開示情報と判断した。

イ 市が行う監査、検査、許可等の情報であって、開示することによって、事務の円滑な実施に著しい支障がある情報

当該文書には、監査、検査、許可等の記録も含まれる。これらのうち、「開示することによって、事務の円滑な実施に著しい支障がある情報」についてのみ、不開示情報と判断した。

ウ 本人以外の個人情報

当該文書には、申立人以外の陳述、相談等の第三者情報も含まれている。これらのうち、「開示することによって、当該第三者の権利利益を害するおそれが強い情報」について、不開示情報と判断した。

(3) 異議申立てに対する反論及び主張

申立人の本件請求の目的がどのようなものであるにせよ、本件処分は、条例の規定に基づき行った正当な処分であり、本件異議申立てには、理由がないと考える。

6 審査会の判断

本件処分において不開示とされた部分の不開示理由は、条例第 13 条第 2 号「個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する自己情報であって、本人に開示しないことが適当であると認められるもの」、同条第 3 号「市又は国若しくは他の地方公共団体が行う監督、監査、検査、取締り、許可、認可、試験、契約、交渉、争訟その他の事務又は事業に関する自己情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施に著しい支障があると認められるもの」及び同条第 4 号「本人以外の者の個人情報が含まれている自己情報であって、開示することにより、当該本人以外の者の正当な権利利益を害すると認められるもの」のいずれかに該当するとされている。

条例第 13 条は、自己情報たる個人情報の開示請求に対する実施機関の開示義務を定めたものである。ただし、実施機関が保有する個人情報の中には、自己情報であっても開示することにより本人に過度な不安や動揺を与えたり、実施機関の適正な業務の遂行を妨げるおそれのあるものなどがあるため、同条各号において、実施機関が開示しないことができる「不開示情報」の要件についても規定している。したがって、当該要件に該当する自己情報については、当然に不開示とすべきである。

ただし、条例第 1 条（目的）の主旨から鑑みれば、実施機関は、請求者の「自己情報を知る権利」を保障し、それに応える義務を負っているものであり、その制限となる「不開示情報」該当性の認定は、十分な客観性をもって慎重に行われなければならない。実施機関が「不開示情報」に該当するか否かを判断する場合には、主観的に行うことは許されず、「開示することによって請求者が享受する利益」を上回る「不開示とする具体的・論理的な根拠及び理由」がない限りは、請求者の自己情報開示に係る請求に対して開示義務を負っていると考えなければならない。

当審査会は、上記の点を具体的に判断するため、米子市情報公開・個人情報保護審査会条例第 7 条第 3 項の規定に基づき、実施機関に対して、不開示とした自己情報を記載した資料の提示を求め、当該資料の不開示部分についてインカメラ審理（審査会の調査権限として、異議申立てに係る事項の調査審議に関して、実施機関に対し、不開示とされた自己情報の提示を求めて審査すること。）を実施し、該当部分について個別に調査・検証を行った。

(1) 条例第 13 条第 2 号に該当するとして不開示とした部分の適否

当該不開示部分については、開示することにより「実施機関及び当該実施機関の担当職員をはじめとする関係職員との信頼関係を損なうおそれがある」、「本人の意欲を損ない、自立を妨げるおそれがある」及び「事務の過程や判断基準が明らかになることによって、今後の事務処理が困難になるおそれがある」等を理由として、本人に開示しないことが適当であると判断されている。

当審査会において検証・審査したところ、全般的にみて、それらの理由については、実施機関が一方的に認定しているとの感が否めず、「開示することによって本人が享受する利益」を上回るほどの「不開示とする具体的・論理的な根拠及び理由」を充たしていると認めることはできなかった。開示することによって損なわれる「信頼関係」があるのと同様、開示することによって構築でき得る「信頼関係」があることも考慮しなければならないと思料する。

したがって、条例第 13 条第 2 号に該当することを理由として不開示とした部分（同条第 4 号にも該当する部分を除く。）については、不開示とする妥当性を欠くものであり、すべて開示すべきであると判断した。

(2) 条例第 13 条第 3 号に該当するとして不開示とした部分の適否

当該不開示部分については、開示することにより「事務の円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれがある」ことが理由とされている。

当審査会において検証・審査したところ、いずれの当該不開示部分とも、実施機関の主観的な判断に基づいており、「不開示とする具体的・論理的な根拠及び理由」に乏しく、「開示することによって本人が享受する利益」が優先されるべきとの結論に達した。

したがって、条例第 13 条第 3 号に該当することを理由として不開示とした部分（同条第 4 号にも該当する部分を除く。）については、不開示とする妥当性を欠くものであり、すべて開示すべきであると判断した。

(3) 条例第 13 条第 4 号に該当するとして不開示とした部分の適否

当該不開示部分については、開示することにより「申立人以外の第三者の権利利益を害するおそれがある」ことが理由とされている。この点については、当審査会において、記載内容ごとに検証・審査し、次のように判断した。

ア 当該不開示部分のうち、第三者の陳述、相談等の内容については、申立人に係るケース記録として記載されている限りは、当該第三者の個人情報であるとともに、申立人の個人情報でもあると解すべきである。しかし、当該部分における当該第三者に係る記載が、社会通念上、当該第三者が他人に知られることを望まない主観性を帯びた個人情報であると認められるため、申立人に開示した場合、申立人が開示によって得られる利益以上に当該第三者が被る不利益の方が大きいと考えられる。したがって、第三者の陳述、相談等の内容を不開示としたことは、妥当であると認めることができる。

イ 当該不開示部分のうち、ケース記録記載者の主観的記載の余地がない当該第三者の事実を記載した部分については、当該第三者が知られたくない情報も認められた。他方、明らかに客観的事実に基づく記載であって、当該部分を申立人に開示したとしても、申立人が開示によって得られる利益以上に当該第三者が被る不利益が大きいとは思われない情報も認められた。したがって、その部分については、当該第三者の権利利益を害するおそれがあるという実施機関の判断は妥当性を欠くものであり、開示すべきであると考ええる。

なお、条例第 13 条第 2 号又は第 3 号に該当することを理由とした不開示部分のうち、同条第 4 号に該当することを不開示理由とすべきものが一部認められたので、その部分については、不開示の理由及び根拠を変更すべきであると考ええる。

(4) 結論

よって、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成15年3月19日	実施機関から審査会に対して諮問（平成15年3月11日付け異議申立て）
平成15年3月31日	実施機関から異議申立人に対して、「諮問した旨の通知」を送付
平成15年4月11日	実施機関から異議申立人に対して、「諮問した旨の通知」の訂正文を送付
平成15年6月3日	実施機関に対して意見説明書の提出を要請
平成15年6月17日	実施機関からの意見説明書を受付
平成15年6月20日	異議申立人に対して処分庁の意見説明書の写しを送付し、これに対する反論書の提出を要請
平成15年7月3日 (本件に係る審査会第1回目)	事務局が審議内容を説明し、インカメラ審理（審査会の調査権限として、異議申立てに係る事項の調査審議に関して、実施機関に対し、不開示とされた自己情報の提示を求めて審査すること。）を行った。
平成15年7月11日	実施機関に対して口頭意見陳述を要請
平成15年7月16日	異議申立人からの反論書を受付
平成15年7月25日	実施機関に対して反論書の写しを送付
平成15年8月5日 (本件に係る審査会第2回目)	インカメラ審理による審議 実施機関の職員による口頭意見陳述
平成15年8月13日	異議申立人に対して口頭意見陳述を要請
平成15年9月3日 (本件に係る審査会第3回目)	異議申立人の資料提出を認め、当該資料を基に口頭意見陳述を行った。
平成15年11月6日 (本件に係る審査会第4回目)	本件処分内容が個人情報保護条例に違反しているかについて審議を行った。

年 月 日	内 容
平成15年11月12日	実施機関に対して資料（非開示部分について当該非開示理由の詳細な説明文書）の提出を要請
平成15年12月8日	実施機関から提出のあった資料（説明書）を受付
平成15年12月9日 （本件に係る審査会第5回目）	実施機関から提出のあった非開示部分について当該非開示理由詳細説明書の内容について、実施機関の職員が説明し、審議を行った。
平成16年2月24日	異議申立人から意見書の提出許可について要請があった。
平成16年3月2日 （本件に係る審査会第6回目）	各委員の中間的な意見を取りまとめた。
平成16年3月4日	異議申立人に対して意見書の提出を認める旨の回答を行った。
平成16年3月5日	異議申立人からの意見書を受付
平成16年4月28日 （本件に係る審査会第7回目）	インカメラ審理による審議
平成16年5月13日	実施機関に対して口頭意見陳述を要請
平成16年5月26日 （本件に係る審査会第8回目）	非開示部分について、インカメラ審理にて検証を実施し、実施機関の職員に対して、必要事項について尋問等を行い、非開示部分の適否・当否等について個別に審査した。
平成16年5月31日	実施機関に対して口頭意見陳述を要請
平成16年6月24日 （本件に係る審査会第9回目）	非開示部分について、インカメラ審理にて検証を実施し、実施機関の職員に対して、必要事項について尋問等を行い、非開示部分の適否・当否等について個別に審査した。
平成16年6月30日	実施機関に対して口頭意見陳述および関係資料提出を要請
平成16年7月16日	実施機関に対して異議申立人からの意見書の写しを送付
平成16年7月22日 （本件に係る審査会第10回目）	非開示部分について、インカメラ審理にて検証を実施し、実施機関の職員に対して、必要事項について尋問等を行い、非開示部分の適否・当否等について個別に審査した。

年 月 日	内 容
平成16年8月24日 (本件に係る審査会第11回目)	答申の検討
平成16年8月25日	答申の決定

答 申 ②

1 審査会の結論

異議申立人（以下「申立人」という。）が平成16年9月30日付けで行った異議申立てについては、棄却すべきである。

2 本件事案の経過

(1) 申立人は、平成16年5月18日、実施機関に対し、次の自己情報の開示を求める自己情報開示請求（以下「本件請求」という。受米福第215号）を行い、実施機関は、同日これを受け付けた。

〔請求する自己情報の件名及び内容〕

ア 離婚調停申請に関する一切の文書

イ 平成11年11月28日付け発米福第5101号、第5102号、及び第5103号 保護変更通知の申請に関する一切の文書

ウ 平成12年1月分保護費振込通知に関する一切の文書

エ 平成7年、8年ケースワーカーの訪問記録（ケース記録票一切）

オ 平成11年收入明細（収入申告書及び当方提出分）

カ 平成9年、10年、11年保護変更申請書（傷病届）（ただし、山陰労災病院は除く。）

キ ケースワーカー（福祉課職員）による病状調査記録一切

(2) 実施機関は、本件請求に対し、米子市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、平成16年6月16日付けで自己情報一部開示決定（以下「本件当初処分」という。発米福第509号）を行い、同日申立人に通知した。

〔開示の実施〕

平成16年6月23日 交付枚数67枚（複写料670円）

〔開示しないと決定した部分及びその程度〕

ア (1)アの文書については、開示文書の黒塗り部分及び申立書4枚

イ (1)イの文書については、保護変更申請書2枚

- ウ (1)ウの文書については、すべて（文書不存在）
- エ (1)エの文書については、開示文書の黒塗り部分
- オ (1)カの文書については、すべて（文書不存在）
- カ (1)キの文書については、開示文書の黒塗り部分

〔一部を開示しない理由〕

- ア (1)アの文書については、本人以外の者の個人情報が含まれている自己情報であって、開示することにより、当該本人以外の者の正当な権利利益を害すると認められるため（条例第13条第4号該当）
- イ (1)イの文書については、本人以外の者の個人情報が含まれている自己情報であって、開示することにより、当該本人以外の者の正当な権利利益を害すると認められるため（条例第13条第4号該当）
- ウ (1)ウの文書については、軽易な文書につき、控え文書を当初から作成していなかったため不存在
- エ (1)エの文書については、
 - ① 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する自己情報であって、本人に開示しないことが適当であると認められるため（条例第13条第2号該当）
 - ② 市又は国若しくは他の地方公共団体が行う監督、監査、検査、取締り、許可、認可、試験、契約、交渉、争訟その他の事務又は事業に関する自己情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施に著しい支障があると認められるため（条例第13条第3号該当）
 - ③ 本人以外の者の個人情報が含まれている自己情報であって、開示することにより、当該本人以外の者の正当な権利利益を害すると認められるため（条例第13条第4号該当）
- オ (1)カの文書については、保存年限（3年）経過により廃棄処分したため、不存在
- カ (1)キの文書については、
 - ① 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する自己情報であって、本人に開示しないことが適当であると認められるため（条例第13条第2号該当）
 - ② 市又は国若しくは他の地方公共団体が行う監督、監査、検

査、取締役、許可、認可、試験、契約、交渉、争訟その他の事務又は事業に関する自己情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施に著しい支障があると認められるため（条例第13条第3号該当）

- ③ 本人以外の者の個人情報が含まれている自己情報であって、開示することにより、当該本人以外の者の正当な権利利益を害すると認められるため（条例第13条第4号該当）

- (3) 実施機関は本件当初処分の後、申立人との協議の結果、本件当初処分では不開示とした部分の内、その一部に不開示事項に該当しないものを認めたため、本件当初処分によって開示した文書に追加開示する自己情報一部開示決定に係る変更決定（以下「本件変更処分」という。発米福第888号）を平成16年8月6日付けで行い、同日申立人に通知した。

〔変更処分に伴う開示の実施〕

平成16年8月9日 交付枚数7枚（複写料70円）

〔追加開示する部分〕

- ア 本件当初処分(2)アの文書については、申立書4枚（黒塗り部分を除く。）及び平成11年12月13日分のケース記録1枚
イ 本件当初処分(2)イの文書については、保護変更申請書2枚

〔追加開示する文書の一部を開示しない理由〕

本人以外の者の個人情報が含まれている自己情報であって、開示することにより、当該本人以外の者の正当な権利利益を害すると認められるため（条例第13条第4号に該当）

- (4) 申立人は、本件変更処分を不服として、平成16年9月30日、実施機関に対して本件変更処分に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行い、異議申立書（受米福第747号）を提出した。
- (5) 実施機関は、平成16年10月12日、条例第29条第1項の規定に基づき、当審査会に対して本件異議申立てについて諮問した。
- (6) 当審査会は、上記諮問を受け、本件異議申立てについて、別表のとおり調査、審議を行った。

3 本件異議申立ての主旨

本件変更処分では「調停事件申立書」として追加開示された申立書4

枚（以下「本件文書」という。）の不開示部分（黒塗り部分）の開示を求める。

4 申立人の主張の要旨

- (1) 条例第13条第4号に該当しているという不開示理由は、条例第17条（開示請求に対する措置）の規定要件を充たしていないものであり、理由付記（理由提示）には瑕疵がある。
- (2) 本件文書の収集及び利用は、条例第7条（個人情報収集の方法及び制限）及び第8条（個人情報の利用の制限）に違背し、違法かつ不当である。よって、条例第22条（削除の請求）及び第23条（中止の請求）で規定される「削除請求権」及び「（目的外利用の）中止請求権」を行使するために開示を求めるものである。

(3) 処分庁の主張に対する反論

ア 本件異議申立てが行政不服審査法で定める60日の有効期間を経過していないことは明白であり、形式的要件の補正を求められていない以上、本件異議申立てを却下相当とする処分庁の主張は失当である。

イ 申立人が求めたのは、離婚調停申請に関する文書であって、妻の意見陳述を記載した文書ではないのにもかかわらず、一部開示された文書は妻の意見陳述を記載した文書であった。ケース記録において、平成11年12月16日に受理された文書は、離婚調停に係る申立書1件であるのに、妻の意見陳述を記載した文書が一部開示され、当該文書を含めると、2件受理していなければ整合がとれないのである。申立人は平成12年10月24日に家庭裁判所から妻が提出した離婚調停申立書の謄本の交付を受けており、当該調停事件に権限を有する家庭裁判所が全面開示している以上、当該調停事件に何の権限も有しない処分庁がその一部を不開示とする理由は存在しない。

5 実施機関の主張の要旨

(1) 本件変更処分の内容

実施機関は、平成16年5月18日付けの本件請求に対して、平成16年6月16日付けで本件当初処分（自己情報一部開示決定）を行った。

本件当初処分の後、申立人と協議した結果、本件当初処分で不開

示とした部分の内、その一部に不開示事項に該当しないものを認めため、平成16年8月6日付けで、本件当初処分で不開示とした文書の一部を追加して開示する本件変更処分を行い、同年8月9日に本件文書4枚を含む合計7枚の文書を交付した。

(2) 本件変更処分の内、本件文書に係る不開示決定の理由

本件文書は、申立人の配偶者（以下単に「配偶者」という。）が自己の陳述を記載して米子市福祉事務所に提出した文書であり、その陳述の中には申立人に関する情報も含まれている。

本件当初処分の際は、本件文書の中に申立人に関する情報も含まれているにしても、そのすべてが第三者である配偶者の意見たる個人情報であって、開示することにより配偶者の正当な権利利益を害するものと判断し、条例第13条第4号に基づき、本件文書のすべてを不開示とした。

その後、申立人と協議したところ、①配偶者が離婚調停に関する文書を福祉事務所に提出したという事実を申立人が知っていること、②申立人が、本件文書を配偶者が家庭裁判所に提出した離婚調停申立書の写しであると誤認していること、等の事情が判明したため、その誤認を解消する必要もあり、本件文書のうち、申立人に開示しても配偶者の正当な権利利益を害しないと認められる「申立日付・申立者の氏名及び印影・題名・ページ番号」（本文以外の部分）のみを追加して開示することとして、本件変更処分を行ったものである。

本件変更処分で不開示とした部分については、申立人に関する記述も含まれてはいるが、利害関係を有する配偶者の意見を表示した陳述であり、明らかに条例第13条第4号に規定する不開示事由に該当する。

(3) 本件異議申立てに対する反論及び主張

本件異議申立てについては、却下若しくは棄却が相当である。

ア 本件異議申立ての却下を相当とする理由

申立人が本件異議申立てにおいて開示を求めている本件文書の不開示部分については、本件当初処分の時点で既に不開示の決定がされており、本件変更処分において、その部分に係る処分が変更されたわけではない。変更された部分は、開示された部分であり、本件異議申立てにおいて何ら争いになっていない。したがって、本件異議申立ての対象となるべき処分は、平成16年8月6日付けの本

件変更処分ではなく、同年6月16日付けの本件当初処分とみるべきである。

そのように判断した場合、平成16年9月30日付けの本件異議申立ては、異議申立期間の60日を既に経過しており、不適法として却下されるべきである。

イ 本件異議申立ての棄却を相当とする理由

申立人が本件異議申立てにおいて開示を求めている本件文書については、第三者たる配偶者の意見陳述（個人情報）を内容とするものであって、開示することにより明らかに配偶者の正当な権利利益を害するものである。

申立人は、不開示の理由付記に瑕疵がある旨を主張しているが、本件当初処分及び変更処分とも、申立人に交付した決定通知書に「本人以外の者の個人情報が含まれている自己情報であって、開示することにより、当該本人以外の者の正当な権利利益を害すると認められるため（条例第13条第4号に該当）」と明確に記載しており、理由付記に何らの瑕疵も存在しない。

また、申立人は、本件文書が条例第7条（個人情報の収集の方法及び制限）及び第8条（個人情報の利用及び提供の制限）に違反していると主張しているが、配偶者の陳述の中に申立人に関する事項が記載されていようと、それが配偶者自らが提出したものである限り、条例第7条の規定に違反するものではなく、福祉事務所が本件文書を被生活保護者の意見を陳述した文書として保有し、生活保護事務以外の事務に利用したり、他に提供していないことから、条例第8条の規定にも違反するものではない。なお、削除請求権・中止請求権を行使するという目的が、不開示事由を緩和したり、開示の特例を認めるというような条例上の規定は、一切存在しない。

したがって、本件異議申立てには何ら理由がないので、実施機関としては、棄却されるべきであると考えます。

6 審査会の判断

本件異議申立ての主旨は、実施機関が平成16年8月6日付けで行った本件変更処分において、申立人に対して追加開示した本件文書のうち、その一部を不開示とされたことを不服として、当該不開示部分の開示を求めているものである。

申立人は、本件異議申立ての理由において、本件変更処分の理由付記

に瑕疵があること、並びに当該追加開示された本件文書の収集及び利用に係る行為が、条例第7条及び第8条に反して行われたものであるとし、条例第22条及び第23条の規定に基づく、削除請求権及び（目的外利用の）中止請求権を行使するために開示を求めるものであるとしている。

これに対して、本件処分を行った実施機関は、本件変更処分における本件文書の一部を不開示とした理由は、条例第13条第4号の規定に基づく正当な処分であるとし、処分に係る理由付記についても、何ら瑕疵はないと主張している。

なお、実施機関は、本件異議申立ての対象となる処分は、本件当初処分とみるべきであり、したがって、本件異議申立ては行政不服審査法で定める異議申立期間（本件当初処分を認知した日から60日以内）経過による不適法なものとして却下に相当する、とも主張している。

当審査会は、本件変更処分の適否・当否について、米子市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）第7条第1項及び第3項の規定に基づき、異議申立人、実施機関双方から必要な資料の提出を求めた上で、本件文書を中心に当該資料のインカメラ審理（不開示とされた自己情報の提示を求めて審査すること。）を実施するとともに、審査会条例第8条の規定に基づき、双方から口頭意見陳述を行う等の必要な調査・審議を行った上で、以下のとおり判断した。

(1) 実施機関が本件異議申立てを却下相当とする主張の当否について

本件変更処分は、本件当初処分において、すべて不開示とした本件文書について、申立人が、『配偶者が家庭裁判所に提出した離婚調停申立書』と誤認したことを踏まえ、当該誤認を解消することを目的として、その一部を開示したものである。

本件変更処分でその一部が開示されることによって、申立人は、当初全部不開示とされた本件文書の形態及び形式を認知することが可能となったと考えることができ、したがって、本件変更処分は、当初処分とは異なる別処分として解すべきものである。

よって、本件変更処分を却下相当とする実施機関の主張は、失当である。

(2) 本件文書の一部を不開示としたことの適否について

ア 本件文書の性質について

本件文書は、ケース記録票において、平成11年12月16日の記述は『家庭裁判所への離婚調停に係る申立書』、平成12年1月18日の記述は『妻の家裁への申立書』と表記されているが、当審

査会が本件文書の不開示部分についてインカメラ審理を実施した上で検証した結果、家庭裁判所にあてて提出した離婚調停に係る申立書（夫婦関係事件調停申立書。以下「調停申立書」という。）とは性質を異にするものであった。本件文書は、配偶者が家庭裁判所に離婚調停を申立てるに至った事情について、配偶者がその心情を詳細かつ具体的に陳述した申立書というべき性質のものである。また、本件文書は、配偶者が実施機関に対して申立人との世帯分割及び転居に伴う移送費（転居に要する費用）を申請するに当たって提出し、実施機関は、本件文書を生活保護法に基づく当該申請に対する決定を行うに当たっての根拠資料として収受し、保有し、かつ、当該生活保護決定事務を行うために利用したものであると判断した。

なお、申立人が想定していたものは、調停申立書であるにもかかわらず、本件変更処分において開示された文書は、申立人が想像していたものとは異なっていたものである。そのため、申立人は、本件文書以外の調停申立書を実施機関が保有し、当該文書が開示されるべきであるとの主張を行っている。しかし、このことについて、当審査会が調査した限りでは、実施機関には本件文書以外に離婚調停申請に関する文書は存在しないことを確認した。

イ 本件文書に係る申立人本人の自己情報性について

本件当初処分において、実施機関は、本件文書を条例第13条第4号に該当することを理由に、そのすべてを不開示としていたが、本件変更処分によって、配偶者の正当な権利利益を害するおそれがないと判断した部分（提出年月日、氏名、印章、文書の標題及び頁の部分）について開示したものである。

本件文書における不開示部分には、申立人に関する記述がある限り、申立人の自己情報性は全くないと否定することはできない。しかし、アで述べたように、本件文書の性質から考察した結果、本件文書は配偶者の主観的陳述を記載した文書であり、一般的な社会通念に照らし合わせれば、配偶者のプライバシー性が強い性質のものであると推察することができる。このため、申立人の自己情報性と比較衡量すれば、配偶者の自己情報性のほうが、より強く保護されると解すべきである。

ウ 本件文書の開示に係る配偶者に対する意見聴取の是非について

イで述べたように、本件文書の自己情報性は、申立人以上に配偶者にあると解されることから、条例第13条第4号で規定する「本人以外の者の個人情報が含まれている自己情報」つまり配偶者の個人情報であると実施機関が判断するに及んだことは妥当であると考ええる。

しかしながら、条例第13条第4号は、開示請求者以外の個人のプライバシーが侵されることを防止するための規定である。一般に社会通念上、正当な権利利益を害し、他人（本件の場合は、申立人のことを指す。）に知られることを望まない個人情報を保護するためには、そのための明文規定がない場合でも、当該個人（本件の場合は、配偶者のことを指す。）から意見を聴取するなどにより、個人情報を慎重に取り扱い、客観的な判断をすることが実施機関に求められているものと解される。また、本件文書を配偶者の個人情報であるとするならば、当該個人情報に係る自己情報コントロール権は配偶者にあると解すべきである。したがって、配偶者に自己情報コントロール権があるとする観点から考えた場合、実施機関は、本件変更処分をするに当たり、当該不開示部分の開示可否について、条例第19条第1項の規定に基づき、配偶者に対し当該開示可否に係る意見書提出の機会を付与した上で、本件変更処分における開示・不開示判断の参考にし、本件変更処分を行うことが、手続上、より望ましいものであったと考える。

エ 不開示部分に係る理由付記の適否について

申立人は、本件異議申立ての理由において、実施機関の理由付記に瑕疵があったと主張し、これに対して実施機関は、理由付記に何ら瑕疵はないと主張している。実施機関の不開示部分の理由については、条例第13条第4号を根拠としている以上、個別具体的に理由付記をすれば、結果として、不開示部分の内容が推測可能となるおそれがあることから、実施機関の理由付記に本件変更処分を無効とならしめるだけの瑕疵及び不備があるとは認めることはできなかった。ただし、条例第17条第3項の規定の趣旨に照らし合わせれば、決定通知に記載される理由は具体的で分かりやすいものでなければならない。したがって、本件変更処分に係る不開示部分の理由付記については、根拠規定の条文（条例第13条第4号）をそのまま記載するだけでなく、不開示部分の開示によって配偶者の権利利益が不当に侵害されるおそれとして何が想定されるかについて

て、不開示部分の内容が判明しない範囲内で記載する必要がある、
と考える。

(3) 本件文書の収集及び利用の違法性、不当性について

本件異議申立ては、本件変更処分に対する不服の申立てであり、申立人の主張する本件文書に係る収集及び利用の違法性、不当性については、あくまでも本件異議申立ての理由に過ぎないものである。したがって、本件異議申立ては、実施機関が行った本件変更処分の一部不開示を不服として異議申立てがなされるべきものである以上、当審査会としては、本件文書が条例第7条及び第8条に違反して、不当に収集され、かつ、不当に利用されていることについては、審査の対象とすべきものでないと判断した。

なお、当審査会が本件異議申立ての調査・審議を行ってきた限りにおいては、本件文書は生活保護法に基づく生活保護決定事務遂行に必要な文書として収集され、当該事務目的達成の範ちゅうで利用されたものであり、条例第7条及び第8条に照らし合わせても、申立人が主張する違法性、不当性を認めることはできなかったことを付言しておく。

(4) 結論

よって、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成16年10月12日	実施機関から審査会に対して諮問（平成16年9月30日付け異議申立て）
平成16年10月15日	実施機関から異議申立人に対して、「諮問した旨の通知」を送付
平成16年10月18日	実施機関に対して意見説明書の提出を要請
平成16年10月27日	実施機関からの意見説明書を受付
平成16年11月10日 (本件に係る審査会第1回目)	事務局職員が審議内容を説明し、インカメラ（審査会の調査権限として、異議申立てに係る事項の調査審議に関して、実施機関に対し、不開示とされた自己情報の提示を求めて審査すること。）審理による審議
平成16年11月16日	異議申立人に対して処分庁の意見説明書の写しを送付し、これに対する反論書の提出を要請
平成16年12月9日	異議申立人からの反論書を受付
平成16年12月13日 (本件に係る審査会第2回目)	インカメラ審理による審議
平成16年12月20日	実施機関に対して異議申立人の反論書の写しを送付
平成16年12月24日	異議申立人及び実施機関に対して口頭意見陳述並びに資料提出を要請
平成17年1月26日 (本件に係る審査会第3回目)	異議申立人の資料提出を認め、当該資料を基に口頭意見陳述を行った。 実施機関の職員による口頭意見陳述を行った。
平成17年2月24日 (本件に係る審査会第4回目)	審議

年 月 日	内 容
平成17年3月3日 (本件に係る審査会第5回目)	審議
平成17年3月22日 (本件に係る審査会第6回目)	答申の検討
平成17年3月28日	答申の決定

平成16年度 米子市情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書

米子市総務部総務課法制係

〒 683-8686 米子市加茂町一丁目1番地

TEL 0859-23-5352

FAX 0859-23-5390